

土木建築行政の概要

令和8年度



広島県土木建築局

表紙写真

臨港道路廿日市草津線四車線化事業

令和 8 年 3 月 29 日 供用開始

目 次

1 土木建築局の取組

(1) 令和7年度土木建築局の主な取組	1
(2) 指標で見る土木建築局	13

2 令和8年度土木建築局行政の基本方針

(1) 予算編成のポイント	15
(2) 土木建築局における施策体系と主な施策	16

3 土木建築局行政組織

(1) 組織図	21
(2) 職員現員表	23
(3) 地方機関等の位置等	24
(4) 管内要図	25
(5) 土木建築局組織の沿革	27

4 令和8年度当初予算

(1) 土木建築局関係	
ア 歳出予算総括表〔一般会計〕	33
イ 歳出予算総括表〔特別会計〕	33
ウ 事業別内訳表〔一般会計〕	34
エ 財源内訳表〔一般会計・特別会計〕	35
オ 予算の推移〔一般会計〕	36
(2) 図表〔一般会計〕	39

5 令和8年度建設事業執行方針

41

6 令和3年7月・8月豪雨からの復旧・復興

47

7 社会資本未来プラン及び関連計画等

49

8 広島デジフラ構想

52

9 社会資本の適切な維持管理の推進

54

1 土木建築局の取組

(1) 令和7年度土木建築局の主な取組

防災・減災対策の推進

- | | |
|---|------------|
| ① 行幸啓（小原山砂防堰堤） | ① R7.6.20 |
| ② 黒瀬川流域を特定都市河川流域に指定することを公示
（令和8年4月1日施行） | ② R7.10.9 |
| ③ 令和7年9月11日に発生した土石流による災害関連緊急砂防事業として
本谷川を採択 | ③ R7.10.15 |

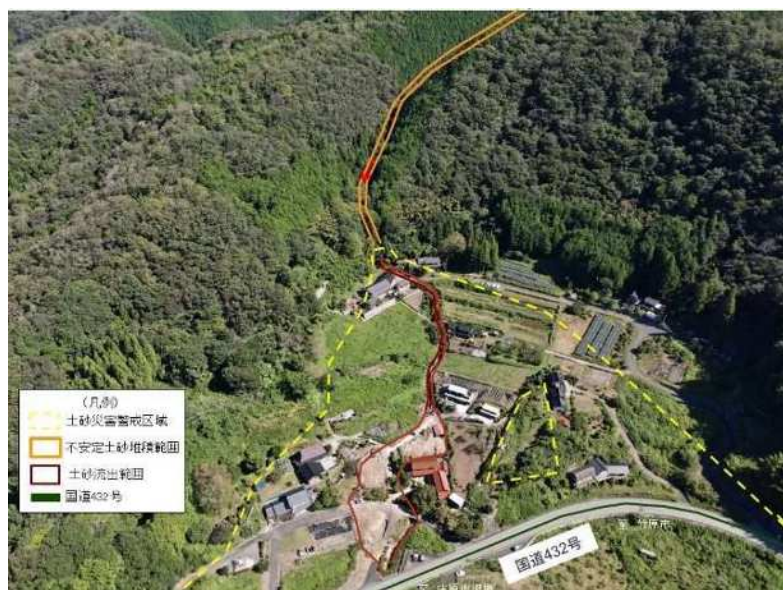
①平成26年8月豪雨で被害の大きかった広島市安佐南区の小原山砂防堰堤を行幸啓された。

②黒瀬川流域の特定都市河川流域指定日（令和8年4月1日施行）等について県報にて公示した。

③庄原市総領町の本谷川で令和7年9月秋雨前線により土石流が発生し、人家1戸に対する土砂流入の被害が生じた。当該箇所について、災害関連緊急砂防事業として同年10月15日に採択された。



小原山砂防堰堤 行幸啓



災害関連緊急砂防事業 本谷川

- ④ 流域治水シンポジウムひろしま2025の開催
- ⑤ 広島沿岸海岸保全基本計画の変更
- ⑥ 草津漁港BCPの策定
- ⑦ 三津大川災害復旧助成事業の完了

- ④ R 7.12. 2
- ⑤ R 8. 3.11
- ⑥ R 8. 3.30
- ⑦ R 8. 3.31

- ④住民・企業の方々が「流域治水」に関わる身近な取組を知り、自分事として考えていただくため、「流域治水シンポジウムひろしま2025」を開催した。
- ⑤気候変動の影響による海面上昇等を考慮した防護水準を定め、将来の高潮等に対する安全を確保するため、広島沿岸海岸保全基本計画を変更した。
- ⑥草津漁港において、地震等の大規模災害発生時におけるBCP（業務継続計画）を策定した。
- ⑦令和3年7月豪雨により甚大な浸水被害が発生した二級河川三津大川水系三津大川において、再度災害防止を目的とした災害復旧助成事業が完了した。



流域治水シンポジウム開催のチラシ



広島沿岸海岸保全基本計画



三津大川 災害復旧助成事業完了

広島空港の利用促進

① 広島空港国際線の拡充

① R7.7.1
R7.11.19

② 既存空港アクセス路線（福山・尾道）の強化

② R8.2.1

①広島空港の国際線は、令和7年7月に上海線がデイリー化（週7往復）したほか、令和7年11月に韓国・清州線（エアロK航空）が定期運航化した。

②リムジンバス等の運転手不足が深刻化する中、運行便数の減少等が生じていた福山・尾道の空港アクセス路線について、新たな手法による3か月の実証運行を経て、令和8年2月から事業者が自主運行を開始した。



エアロK航空 新規就航記念式典



福山・尾道路線 実証運行広告

デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

土木建築局では建設分野における調査、設計、施工から維持管理のあらゆる段階において、デジタル技術を最大限に活用し、官民が連携して公共土木施設等のインフラをより効果的・効率的にマネジメントするため、「広島デジフラ構想」に基づき取組を推進している。

① 「DoboX × PLATEAU Hack Challenge 2025」の開催

① R 7. 9. 13～14

「DoboXデータチャレンジ 2025」の開催

R 8. 2. 8

② 建設工事等に係る電子契約システムの運用開始

② R 7. 10. 1

①DoboXのデータ等を活用し、地域課題の解決に有効なアプリケーションやアイデアなどの優秀作品を選考するコンテスト「DoboXデータチャレンジ 2025」を開催した。

また、コンテストの開催に先立ち、プログラミングの経験のない方でも気軽にコンテストに作品の応募ができるよう、アプリケーションの開発等を支援するイベント「DoboX × PLATEU Hack Challenge 2025」を開催し、参加者と職員が協働して地域の課題解決に取り組んだ。

②建設工事等に係る契約事務について、事務の効率化 や経費削減等 による公共事業の生産性向上を図るため、電子契約システムを導入し、契約手続きのオンライン化及び契約図書の電子化を開始した。



DoboX × PLATEU Hack Challenge 2025

事業者のみなさまへ

広島県電子契約システムを運用開始します！
 （建設工事、測量・建設コンサルタント等業務及び
 地域維持事業に係る業務）

令和7年
10月

これからは
電子契約じゃ！

広島県観光PRキャラクター
「ひろしま清盛」

この写真の無断使用は禁止します。

紙からデジタルへ、未来の契約をはじめよう！

業務
効率化

オンラ
イン化

ペー
パーレ
ス化

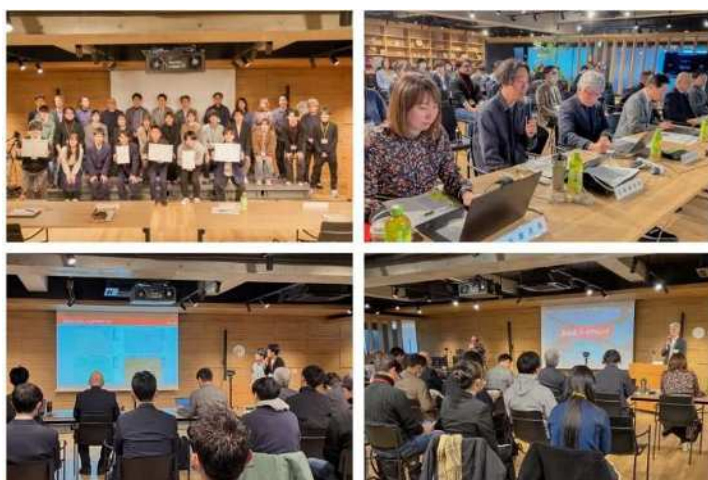
✓ 郵送費や、来庁に伴う交通費の減少

✓ ICカード不要でパソコンから契約が可能

✓ 電子化により契約書管理、検索性の向上

電子契約（建設工事等）ホームページ（令和7年8月20日開設）
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/sec/hiki/95/hiroshima-donsheikuiyaku-kensetsu-sw.html>

広島県電子契約システム運用開始リーフレット



DoboXデータチャレンジ 2025

道路ネットワークの充実・強化

- ① 高規格道路東広島高田道路（向原吉田道路）供用開始
- ② 広島市東部地区連続立体交差事業における仮線路の完成
- ③ 広島高速2号線の4車線化及び東雲ランプフル化に係る整備計画変更を実施

- ① R7.5.25
- ② R7.12.8
- ③ R8.2.10

①高規格道路東広島高田道路（向原吉田道路）を令和7年5月に供用開始した。

②現在工事中のI期区間において、仮線路4線目（仮旅客下り線）での運行を開始し、これにより仮線路工事がすべて完了した。

③広島高速2号線における暫定2車線区間の4車線化及び東雲ランプフル化（南向きランプ整備）の事業化に向けて、整備計画変更を実施した。



東広島高田道路（向原吉田道路） 供用開始



広島市東部地区連続立体交差事業 仮線路完成

- ④ 瀬戸内しまなみ海道自転車通行料金の無料化の継続
 ⑤ 臨港道路廿日市草津線四車線化の供用開始
 ⑥ 都市計画道路栗柄広谷線における扇橋の供用開始

- ④ R 8. 3. 13
 ⑤ R 8. 3. 29
 ⑥ R 8. 3. 29

④瀬戸内しまなみ海道における自転車通行料金の令和8・9年度の無料化継続が決定した。

⑤臨港道路廿日市草津線四車線化事業（Ⅱ期区間）を令和8年3月に供用開始した。

⑥都市計画道路栗柄広谷線において、扇橋を含む起点部から620mの区間を令和8年3月に供用開始した。



しまなみサイクリングフリー ポスター



臨港道路廿日市草津線四車線化 供用開始式典の様子



臨港道路廿日市草津線四車線化事業（Ⅱ期区間）

経済・物流を支える基盤の充実・強化

広島港における中国航路改編に伴う東南アジアへの航路延伸

R 7. 10. 3

広島港にて中国船社の寧波遠洋運輸股份有限公司（Ningbo Ocean Shipping Co. Ltd.）が運航する中国航路が、「ハイフォン（ベトナム）」まで延伸され、東南アジアへの航路が7年ぶりに復活した。



東南アジアへの航路延伸

観光振興に資する基盤整備

広島港へのクルーズ客船寄港回数が過去最高を記録

R 7. 4. 1 ~ R 8. 3. 31

広島港における令和7年度のクルーズ客船の寄港回数が、初の100回超えとなる過去最高の110回を記録した。



クイーン・エリザベス寄港の様子

みなと環境の整備

- | | |
|----------------------------------|--|
| ① プレジャーボートの小型船舶用泊地等使用料徴収を開始 | ① R 7. 4. 1 |
| ② 広島港・福山港・尾道糸崎港における港湾脱炭素化推進計画の策定 | ② R 7. 4. 18
R 7. 7. 18
R 8. 3. 15 |
| ③ 福山港ふ頭再編改良事業（箕島地区）の暫定供用開始 | ③ R 8. 3. 31 |

①プレジャーボートの係留を目的とする港湾及び漁港の施設の使用に対して小型船舶用泊地等使用料の徴収を開始した。

②官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の促進を図るため、有識者、関係企業、関係団体、関係行政機関等で構成する港湾脱炭素化推進協議会における協議を踏まえ、広島港・福山港・尾道糸崎港の計画を策定した。

③福山港ふ頭再編改良事業（箕島地区）を令和8年3月に暫定供用開始した。



福山港ふ頭再編改良事業（箕島地区）の暫定供用開始

持続可能なまちづくり

① 基町相生通地区第一種市街地再開発事業における高層棟の名称とホテルブランドが決定

① R 7. 10. 27

② びんご運動公園の民間活力（Park-PFI）導入によるアーバンスポーツ施設等の完成

② R 8. 3. 24

①広島市都心の基町相生通地区において、市街地再開発事業の建築工事に係る高層棟の名称及び誘致するホテルブランドを発表。

②県立びんご運動公園において、Park-PFI制度により設置するアーバンスポーツ施設及び宿泊施設が竣工した。



基町相生通地区第一種市街地再開発事業



びんご運動公園 アーバンスポーツ施設



びんご運動公園 宿泊施設

ひろしまの建築物のブランド化

ひろしまたてもものがたりフェスタ2025の開催

R 7.10.1 ~ R 7.11.30

建物見学イベントである「ひろしまたてもものがたりフェスタ」について、今年は初開催された「ひろしま国際建築祭2025（主催：神原・ツネイシ文化財団）」との連携イベントを実施するなど、内容を拡充して開催した。なお、「ひろしまたてもものがたりフェスタ」としては、11回目の開催となった。

ひろしまたてもものがたりフェスタ2025 フライヤー

ひろしま国際建築祭2025連携企画 フライヤー



ガイドツアー（広島駅ビルminamoa）



ひろしま国際建築祭2025開催記念シンポジウム（広島県立歴史博物館）

建設業の担い手確保

① 「ひろしま建設フェア2025」の開催

① R 7. 11. 8

② 「建設企業ガイダンス及び建設業お試し体験会」の開催

② R 8. 1. 27

① 「ひろしま建設フェア2025」をひろしまゲートパークで初めて開催した。（来場者約8,600人）

② 従来から開催していた「建設企業ガイダンス」に加え、実際の業務を体験する機会を設けることで、就職先としての建設業への関心を効果的に高めつつ、仕事内容に対する理解を深め、早期離職の原因となる就職のミスマッチを防ぐため、「建設業お試し体験会」を開催した。



ひろしま建設フェア2025



建設業お試し体験会

(2) 指標で見る土木建築局

県道実延長



4,620km 全国10位

資料出所: 道路統計年報2025

高速自動車国道延長



387km 全国4位

資料出所: 道路統計年報2025

県管理河川延長



2,746km 全国13位

資料出所: 道路河川管理課調べ(R7.4.30現在)

土砂災害発生件数



15,029件 全国1位

資料出所: 国土交通省砂防部 (R7.12.31)
※過去10年間(H28~R7)

土砂災害警戒区域数



47,894箇所 全国1位

資料出所: 砂防課公表(R8.3.26)

船舶乗降人員数(厳島港)



10,030,013人 全国1位

資料出所: 港湾統計年報(R6)

プレジャーボート総隻数



13,324隻 全国1位

資料出所: 令和4年度プレジャーボート
全国実態調査

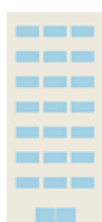
都市公園等箇所数



3,343箇所 全国10位

資料出所: 国土交通省 (R7.3.31)

公共下水道普及率



77.9% 全国21位

資料出所: 国土交通省 (R7.3.31)

総住宅数



1,466千戸 全国11位

資料出所: 総務省統計局 (R6.9.25)

新設住宅着工戸数



14,561戸 全国12位

資料出所: 令和7年度国土交通省

2 令和8年度土木建築局行政の基本方針

(1) 予算編成のポイント

- (1) 気象災害の激甚化・頻発化や南海トラフ巨大地震等の発生が懸念される中、物価高騰などの社会経済情勢の変化に適切に対応しながら、国の第1次国土強靱化実施中期計画に基づく予算を最大限活用し、流域治水や地震防災対策など、県民の安全・安心を支える総合的な防災・減災対策に取り組むとともに、社会経済活動の発展に向けた社会資本整備を着実に推進する。
- (2) 社会資本の整備や既存の公共土木施設の機能の維持・保全等において、デジタル技術を最大限に活用した効果的・効率的なインフラマネジメントを推進する。

(社会資本未来プランの施策)

[施策Ⅰ] 安全・安心を支える総合的な県土の強靱化

- 防災・減災対策の充実・強化
- 安全で快適な交通環境づくりの推進

[施策Ⅱ] 交流・連携を支えるネットワークの充実・強化

- 経済・物流を支える基盤の強化
- 集客・交流機能の強化とブランド力向上

[施策Ⅲ] 魅力的で持続可能な社会を支える基盤形成

- コンパクトで持続可能なまちづくりの推進
- 環境保全と循環型社会の構築

[共通施策] 社会資本の適切な維持管理の推進

- 修繕方針に基づく計画的なインフラ老朽化対策の推進

[効果を高めるための施策] 広島デジフラ構想の推進

- デジタル技術を最大限活用したインフラマネジメントの推進

※ 令和8年度当初予算案、令和7年度2月補正予算案、令和7年度12月補正予算を一体的に編成

(2) 土木建築局における施策体系と主な施策

施策体系	主な施策	事業概要	担当課
安全・安心を支える総合的な県土の強靱化			
取組方針① 防災・減災対策の充実・強化			
災害に強い道路ネットワークの充実	平成30年7月豪雨災害や東日本大震災、熊本地震、能登半島地震等を踏まえ、大規模災害の発生に備えた社会インフラの整備として、災害時の緊急車両の迅速かつ円滑な災害支援活動を確保するため、緊急輸送道路の機能強化や災害対応能力の向上に資する道路ネットワークの多重性・代替性の確保を計画的に推進する。	道路整備課 都市環境整備課	
総合的な河川防災対策の推進	令和3年7月・8月豪雨等による災害の発生など、気候変動による豪雨等が激甚化・頻発化している中、河川の氾濫による浸水被害を防止・軽減するため、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策の充実・強化を図る。 さらに、事前防災を加速するため、流域全体のあらゆる関係者が協働して水災害の軽減に取り組む「流域治水」を強力に推進し、多様な主体の様々な取組を流域一体となって進めていく。	河川課	
地震・高潮対策の推進	人口・資産が集中する本県の沿岸域は、高潮や波浪等によって度重なる被害を受けてきた。 このため、東日本大震災を踏まえた国による防災対策の方針に基づき、本県においても適切な対応を図っていくとともに、計画的かつ効率的に地震・高潮対策を進め、「安全・安心」を実感できる地域づくりを推進する。	河川課 港湾漁港整備課	
土砂災害防止対策の推進	今後も激甚化が懸念される土砂災害から県民の命と暮らしを守るため、効果的なハード対策を着実に進めつつ、既存施設を適切に維持管理するとともに、県民一人ひとりの適切な避難行動につながるソフト対策を推進する。	砂防課	
建築物・住宅の耐震化の促進 【一部新規】	大規模地震発生時において倒壊により多数の死傷者が発生する恐れがある大規模建築物、早期の救助・復旧活動に関係する広域緊急輸送道路沿道建築物、居住者の生命、身体及び財産の保護に重要な住宅について、建築物所有者のコスト低減につながる支援を行うことにより、これら耐震化の促進を図る。	建築課	
取組方針② 安全で快適な交通環境づくりの推進			
交通安全施設等整備の推進	学校に通う児童、高齢者や障害者をはじめとする誰もが安全で安心して活動できる生活空間を形成するため、通学路の安全確保、歩行空間のバリアフリー化、交通事故の対策など、安全で快適な道路空間の形成を推進する。 特に通学路については、令和3年6月に発生した千葉県八街市での交通事故を受け、教育委員会や警察等の関係機関と連携して実施した通学路合同点検の結果を踏まえて、地域の実情に対応した効果的な対策に取り組む。	道路整備課	

施策体系	主な施策	事業概要	担当課
交流・連携を支えるネットワークの充実・強化			
取組方針③ 経済・物流を支える基盤の強化			
新たな経済成長を支える物流基盤の充実・強化	本県の新たな経済成長への挑戦を支えるため、アジアの経済成長や国際化の進展に合わせたグローバルゲートウェイ機能の強化を図る。 また、本県の強みである井桁状の高速道路ネットワークを活かしたＩＣアクセス道路の整備、高速道路ネットワークとグローバルゲートウェイや産業集積地をつなぐ広域交通ネットワークの強化などにより、企業活動を支え、生産性向上に資する物流基盤の充実・強化を推進する。	道路企画課 道路整備課 港湾漁港整備課 都市環境整備課	
広島高速道路及び関連道路の整備推進	広島都市圏が、中四国地方の中核都市として、更に拠点性を高めていくためには、定時性・高速性に優れた道路網の整備が緊急の課題となっている。 このため、広島都市圏の自動車専用道路網を構成する路線について「指定都市高速道路」として、段階的に整備を進めることとしている。 令和８年度は、引き続き、広島高速５号線の整備を促進するとともに、広島高速２号線大州出入路へのアクセス道路である一般県道広島海田線の整備を推進する。	道路企画課 道路整備課	
広島空港へのアクセス強化	広島空港への高いアクセシビリティの実現に向けて、道路の速達性の向上、及び定時性や多重性の確保に取り組み、広島都市圏からのアクセスの機能強化を推進する。	道路企画課 道路整備課	
取組方針④ 集客・交流機能の強化とブランド力向上			
観光周遊を促進する道路ネットワークの強化	本県は、豊かな自然や歴史的な町並み、風光明媚なサイクリングロードなど、国内外からの観光客を呼び込むための多彩で魅力ある観光資源を多数有している。 こうした本県の強みを生かし、インバウンド効果を高め、更なる観光交流人口、観光消費額の増加や観光客の満足度向上につなげるため、井桁状高速道路ネットワークを最大限活用した道路ネットワークの強化や近隣県と連携した広域的な周遊を促す道路整備により観光振興を図るとともに、「しまなみ」を核としたサイクリングロードの受入環境整備等によりブランド力向上に取り組む。	道路企画課 道路整備課	
広島空港の拠点性強化【一部新規】	空港運営権者や関係機関と連携し、広島空港の航空ネットワークの拡充や空港アクセスの利便性向上等に取り組むことにより、国内外のビジネス、観光等の交流を拡大するとともに、県民の利便性を高める。	空港振興課	
みなとの賑わいづくりの促進	「瀬戸内ブランド」の形成に資する「瀬戸内 海の道構想」の一環として、多くの人々が訪れ、憩い、楽しめる、活気と賑わいのある魅力的な空間を創出するため、みなとを臨海部の賑わい拠点として整備し、観光・交流機能の強化を図る。	港湾漁港整備課	

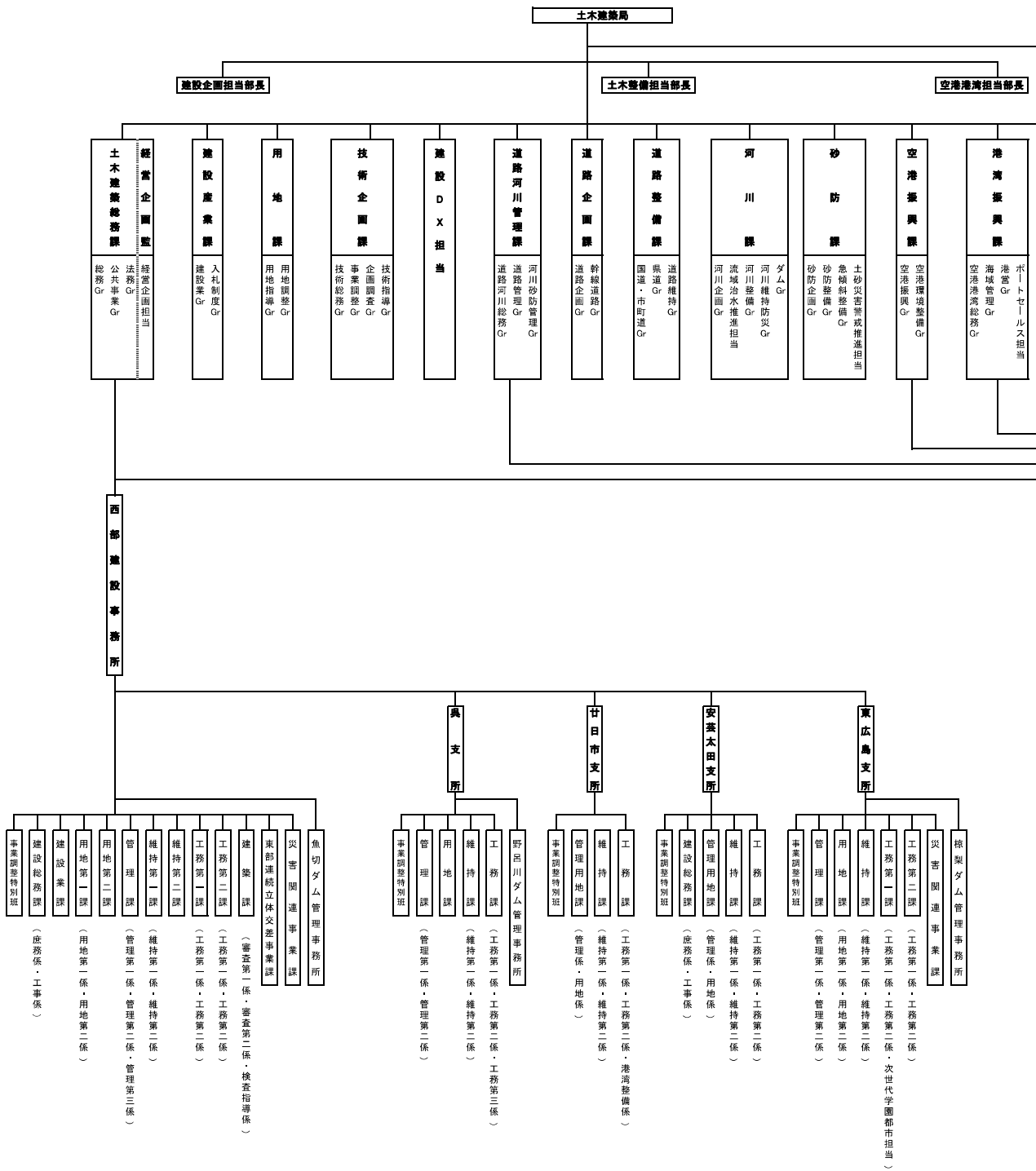
施策 体系	主な施策	事業概要	担当課
魅力的で持続可能な社会を支える基盤形成			
取組方針⑤ コンパクトで持続可能なまちづくりの推進			
	コンパクト+ネットワーク型のまちづくりを支える社会資本整備の推進	円滑な都市活動を支え、都市活動の活性化を図ることで魅力ある地域環境を創出する。 「広島県中山間地域振興条例」に掲げる豊かで持続可能な中山間地域の実現を目指し、地域の自立を支える生活交通の確保・地域連携や、中心市と周辺地域の機能連携を促進することにより、地域社会の活性化を図る。	道路整備課 都市環境整備課
	安全で魅力的なまちづくりの推進 【一部新規】	人口減少下においても、県民生活や地域経済などを将来にわたって維持していくため、災害リスクが低く利便性の高いエリアへ居住が誘導された集約型都市構造を形成するとともに、地域の特性を生かした持続可能で魅力的なまちづくりの推進を図る。	都市計画課 住宅課
	交通の円滑化などによりまちづくりを促進する連続立体交差事業等の推進	広島都市圏東部地域において、広島市と共同で実施する鉄道の高架化と併せて、関連する都市計画道路の整備や土地区画整理事業を促進することにより、都市交通の円滑化を図るとともに、鉄道により分断された市街地の一体化による都市の活性化を図る。	都市環境整備課
	活力と魅力ある都市再生の推進 【一部新規】	本県の中核拠点性の向上に資する広島市都心エリア（紙屋町・八丁堀地区）の市街地再開発事業を支援することにより、都心の魅力向上と質の高い都市空間の整備を図る。	都市環境整備課
	ゆとりと潤いのある都市空間の創出 【一部新規】	公園・緑地等のオープンスペースの充実により、ゆとりと潤いのある都市空間の創出を図り、人を惹きつける活力のあるまちづくりを推進する。	都市環境整備課
	誰にでもやさしい安心した暮らしの確保	低額所得者向けの良好な住環境を備えた県営住宅を整備し安心した暮らしを確保するため、昭和40～50年代に大量供給した住宅の建替統廃合を加速化するとともに、計画的な改修工事を実施する。	住宅課
	外国人材の円滑な住宅確保 【一部新規】	県内企業等において、特定技能等の外国人材の受入れが適正かつ円滑に行われ、外国人が、県内企業で活躍し、孤立することなく県民の一員として地域に溶け込み、安心して生活できる環境を整える。	住宅課
	魅力あるまちづくりに向けた空き家の有効活用の促進	空き家に関する対策については、市町や関係団体等の取組を、県が広域的な視点から支援することとしており、広島県空き家対策推進協議会等の会議を通じて、最新の知見や先進事例等の情報を共有しながら、市町等が抱える課題の解決に取り組む。 また、空き家バンクHPによる効果的な情報発信により、新たな居住者やサービス施設の受け皿となる空き家の流通を促進する。	住宅課

施策体系	主な施策	事業概要	担当課
取組方針⑥ 環境保全と循環型社会の構築			
	污水处理対策の推進	污水处理対策は、快適な生活環境を創造するとともに、水質改善と健全な水環境の維持・回復を図るものであり、各種污水处理施設（公共下水道、農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽等）の整備を効率的かつ計画的に進めるため、「広島県污水適正処理構想」に基づき、各市町と連携を図りながら污水处理施設の整備を推進する。	港湾漁港整備課 都市環境整備課
社会資本の適切な維持管理の推進			
	効果的・効率的な維持管理の推進	社会資本は、その多くが高度経済成長期に整備されており、建設後50年以上を経過する施設が20年後には橋梁で約8割、砂防堰堤で約9割となるなど、高齢化した施設の割合が増大していることから、老朽化対策の更なる強化が必要となっている。 「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」と橋梁など主要な施設分類ごとの「修繕方針」に基づき、防災・減災や県土の強靱化などに資する既存インフラの機能維持を図るための重点的な老朽化対策を実施する。また、「建設分野の革新技術活用推進事業」により、これまでの施設の長寿命化に加え、インフラの整備・維持管理の効率化・高度化に資する革新技術の活用を推進する。	技術企画課 道路整備課 河川課 砂防課 港湾漁港整備課 都市環境整備課
	計画的な県土保全対策の推進	中山間地域をはじめとした各地域の特色に合わせて県民の安全・安心を確保していくために、県土の基盤である社会資本を適切に維持管理していくなどの県土保全対策に重点的に取り組む。	道路整備課 河川課
デジタルトランスフォーメーション（広島デジフラ構想）の推進			
	デジタル技術を活用したインフラマネジメントの推進	社会資本整備の調査・設計・施工から維持管理のあらゆる段階において、デジタル技術を最大限に活用した、より効果的・効率的なインフラマネジメントを推進し、県民の安全・安心や利便性、建設分野の生産性を向上させる。 さらに、県が保有する様々なインフラデータを誰もが利活用できるようにオープンデータ化し、民間企業等との連携を推進することで、防災・物流・交通・観光など幅広い領域において、データを組み合わせた新しいサービスや付加価値の創出を目指す。	建設DX担当
計画的に推進するための取組			
社会資本を支える担い手の確保・育成			
	建設業担い手確保の推進	地域に必要な建設業の人手不足が深刻化する中で、建設業担い手3法の適正運用に向けた取組や、DXを活用した生産性向上、労働環境の改善、建設業の魅力向上・発信により、建設業の担い手確保を推進する。	建設産業課 技術企画課 建設DX担当
多様な主体との連携			
	ひろしまアダプト活動の推進	官民協働で道路や河川等の公共土木施設の環境美化に取り組むため、アダプト活動※認定団体に対し、活動経費の一部を支援する。 このことにより、新たな公共サービスの担い手として地域住民等が自発的に参加するアダプト活動を積極的に促進し、県民の公共施設への愛着心の醸成や住民主体の地域づくりの推進を図る。	道路河川管理課

3 土木建築局行政組織

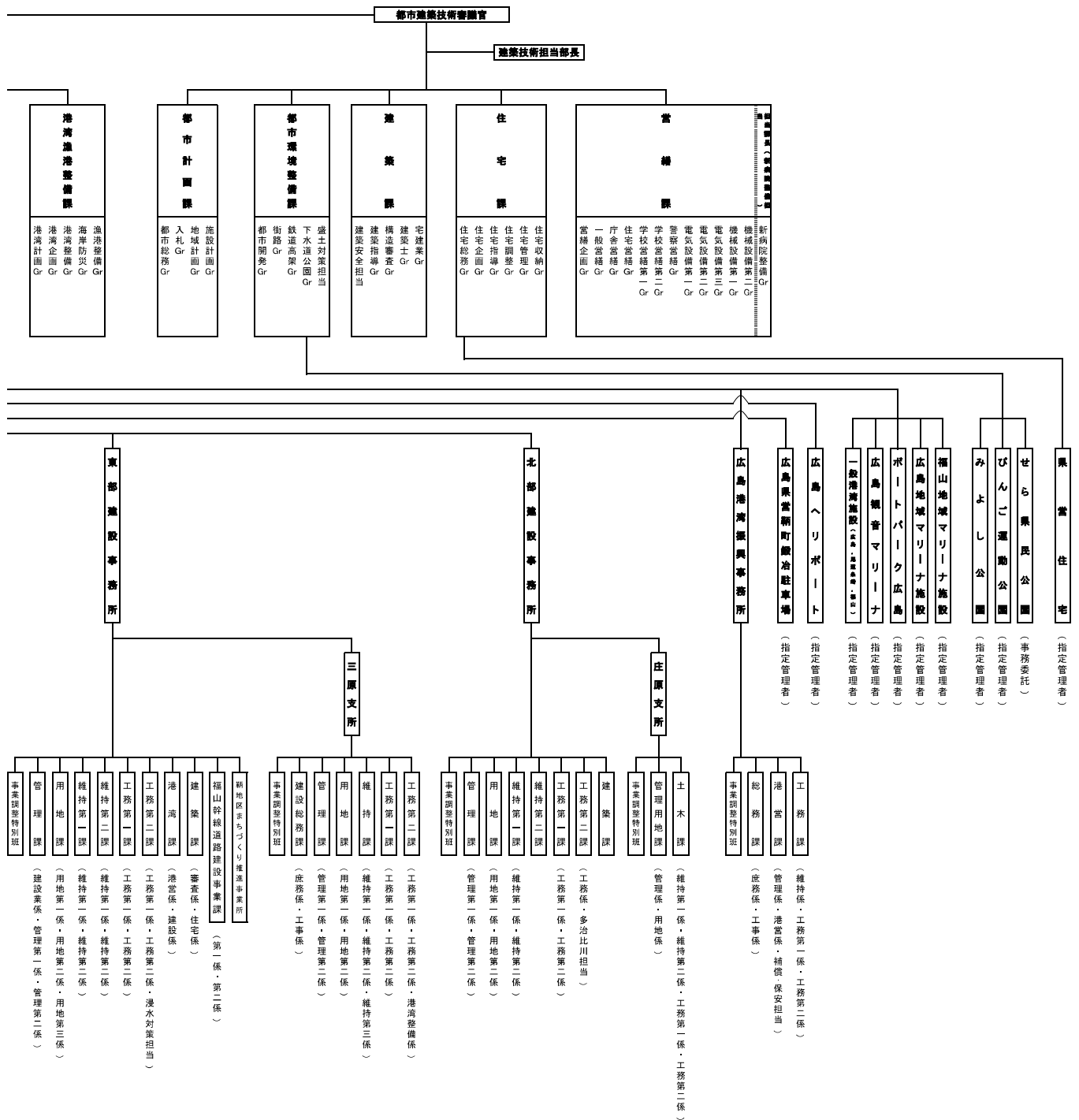
(1) 組織図

令和8年度土木建築局



及び関係地方機関組織図

令和8年4月1日現在



(2) 職員現員表

(令和8年4月1日現在)

所 属 名		事務	技 術				再任用 職員 (7/8タイム)	再任用 職員 (短時間 勤務)	合計	派遣	職員 総数	派 遣 の 内 訳	
			土木	建築	その他	小計							
本 庁	土木建築総務課・経営企画監	30	4	1		5			35	55	90	広島市	1
	建設産業課	10		1		1			11		11	呉市	1
	用地課	8		1		1			9		9	竹原市	1
	技術企画課	5	18			18			23		23	三原市	1
	建設DX担当	1	4		1	5			6		6	福山市	1
	道路河川管理課	19				0		2	21		21	三次市	1
	道路企画課		8			8			8		8	大竹市	1
	道路整備課		16			16			16		16	東広島市	1
	河川課	1	18			18		1	20		20	廿日市市	1
	砂防課	1	14			14			15		15	江田島市	1
	空港振興課	10				0			10		10	海田町	1
	港湾振興課	23				0			23		23	熊野町	1
	港湾漁港整備課		18			18			18		18	坂町	1
	都市計画課	8	8	4		12			20		20	富山県氷見市	1
	都市環境整備課		15	5		20			20		20	石川県	1
	建築課	4		14	2	16			20		20	石川県七尾市	1
	住宅課	12		18		18		1	31		31	石川県輪島市	3
	営繕課			37	28	65		2	67		67	石川県内灘町	1
	計	132	123	81	31	235	0	6	373	55	428	計	20
地 方 機 関	西部建設事務所	48	62	13		75	6	5	134		134	土地開発公社	3
	呉支所	17	36			36	3	1	57		57	道路公社	5
	廿日市支所	15	33			33	3	0	51		51	広島高速道路公社	20
	安芸太田支所	17	33			33	2	2	54		54	住宅供給公社	1
	東広島支所	23	45			45	4	2	74		74	日本下水道事業団	1
	東部建設事務所	36	74	9		83	4		123		123	瀬ひろしま港湾管理センター	2
	三原支所	31	47			47	3	5	86		86	広島県土木協会	3
	北部建設事務所	21	48	6		54	1	1	77		77	計	35
	庄原支所	12	29			29	1	1	43		43	合 計	55
	広島港湾振興事務所	20	23			23	2	1	46		46		
	計	240	430	28	0	458	29	18	745	0	745		
	合 計	372	553	109	31	693	29	24	1,118	55	1,173		

(3) 地方機関等の位置等

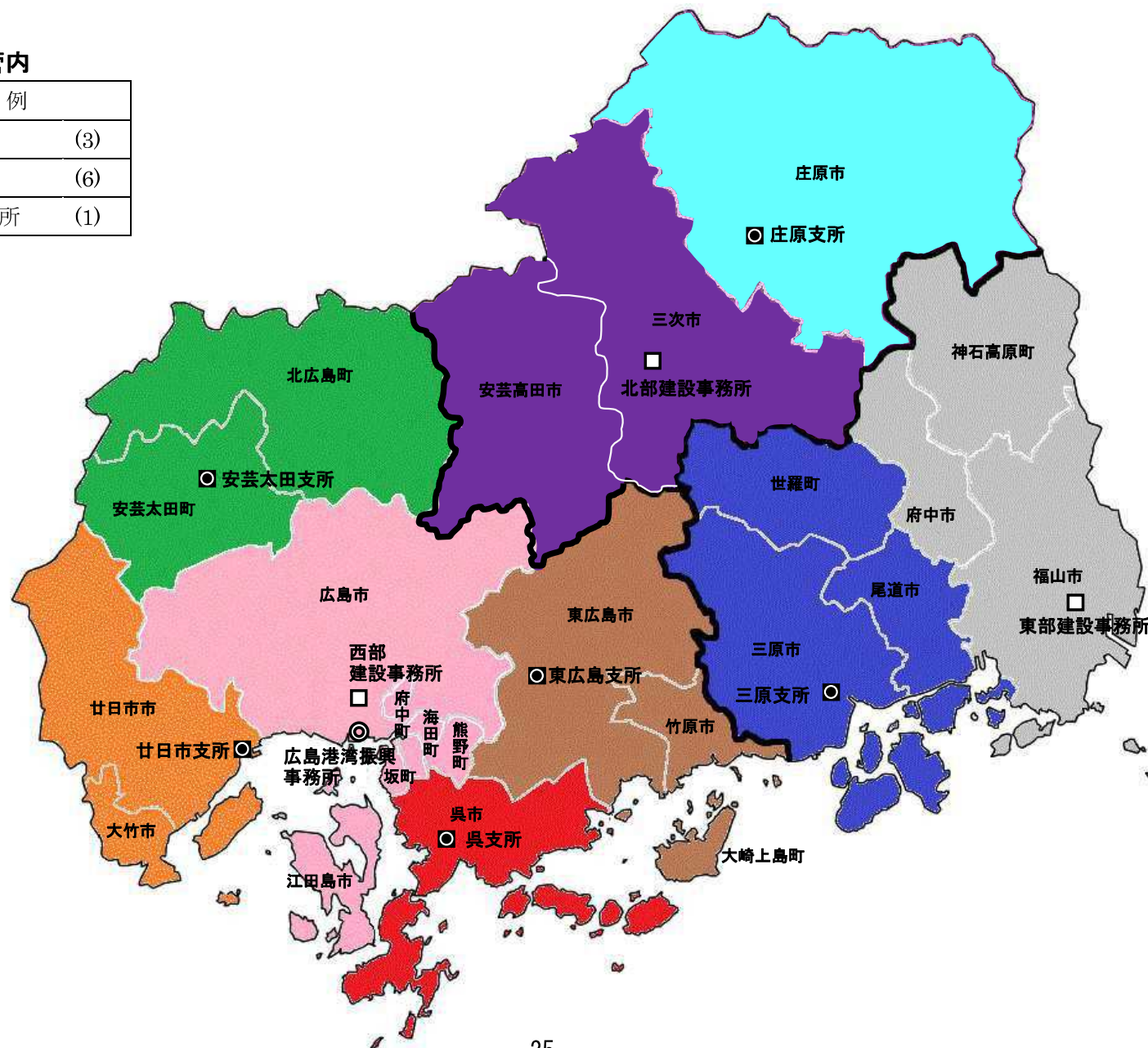
(行政機関)

名 称	位 置 電 話 番 号	所 管 区 域	
		土木 に関する事務	建築 に関する事務
広島県西部建設事務所	広島市南区比治山本町16-12 (082) 250-8151 (建設総務課)	広島市、江田島市、安芸郡 〔建設業・宅建業に関する事務については、大竹市、廿日市市及び山県郡を含む〕	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、安芸郡、山県郡、豊田郡
広島県西部建設事務所呉支所	呉市西中央一丁目3-25 (0823) 22-5400	呉市	
広島県西部建設事務所廿日市支所	廿日市市桜尾本町11-1 (0829) 32-1141	大竹市、廿日市市 〔建設業・宅建業に関する事務を除く〕	
広島県西部建設事務所安芸太田支所	山県郡安芸太田町大字加計3087 (0826) 22-0541	山県郡 〔建設業・宅建業に関する事務を除く〕	
広島県西部建設事務所東広島支所	東広島市西条昭和町13-10 (082) 422-6911	東広島市、竹原市、豊田郡	
広島県東部建設事務所	福山市三吉町一丁目1-1 (084) 921-1311	福山市、府中市、神石郡 〔建設業・宅建業に関する事務については、三原市、尾道市及び世羅郡を含む〕	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡、神石郡
広島県東部建設事務所三原支所	三原市円一町二丁目4-1 (0848) 64-2322	三原市、尾道市、世羅郡 〔建設業・宅建業に関する事務を除く〕	
広島県北部建設事務所	三次市十日市東四丁目6-1 (0824) 63-5181	三次市、安芸高田市 〔建設業・宅建業に関する事務については、庄原市を含む〕	安芸高田市、三次市、庄原市
広島県北部建設事務所庄原支所	庄原市東本町一丁目4-1 (0824) 72-2015	庄原市 〔建設業・宅建業に関する事務を除く〕	
広島県広島港湾振興事務所	広島市南区出島二丁目34-7 (082) 251-7117	広島港、小用港、鹿川港、中田港、三高港、草津漁港、五日市漁港及び広島市似島海岸（地先海面を含む）	

(4) 管内要図

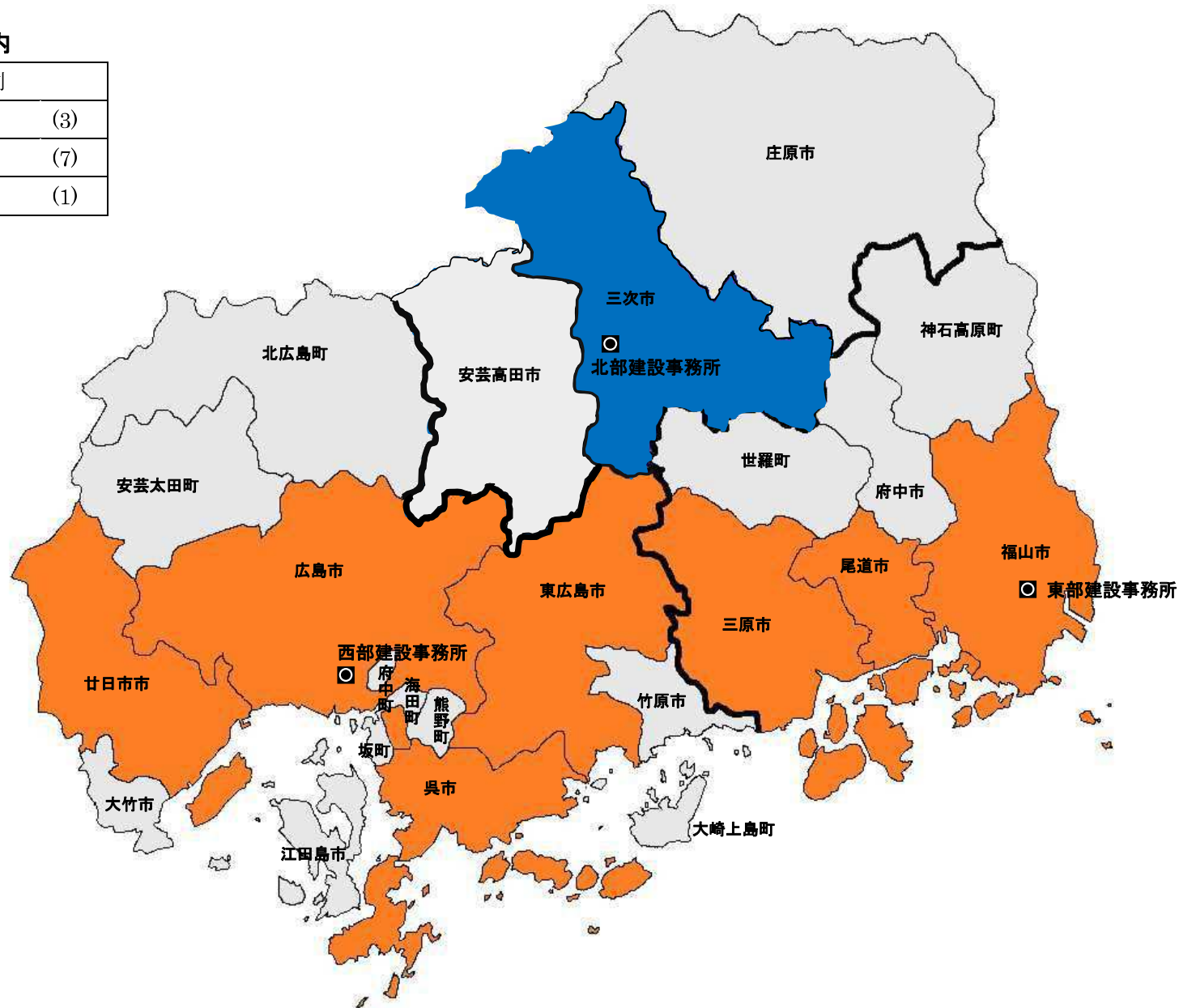
ア 土木行政管内

凡	例
□	建設事務所 (3)
●	支所 (6)
◎	広島港湾振興事務所 (1)



イ 建築行政管内

凡	例	
●	建設事務所	(3)
■	特定行政庁	(7)
■	限定特定行政庁	(1)



(5) 土木建築局組織の沿革

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
昭和25. 1. 1 現在	- 土木部（6課） - 監理課、道路課、河川課、港湾課、砂防課、計画課 - 建築部（3課） - 建築課、住宅課、営繕課	- 広島、呉、廿日市、福山、三原、加計、吉田、三次、庄原、西条、上下、竹原の各土木出張所 - 広島港事務所、福山港修築事務所、広島復興事務所、能美江田島土木工事事務所、黒瀬川改修事務所、沼田川改修事務所、呉砂防工事事務所、厳島公園事務所、史蹟名勝厳島災害復旧工事事務所
26. 8. 1	住宅課を廃止	
26. 8. 11		史蹟名勝厳島災害復旧工事事務所を廃止 厳島公園事務所を廃止
26. 9. 1		黒瀬川改修事務所を廃止
26. 12. 18		沼田川改修事務所を廃止 水内川土木災害復旧臨時事務所を設置 (31. 5. 1廃止) 津田土木災害復旧臨時事務所を設置 (31. 5. 1廃止)
28. 1. 16		幕之内隧道事務所を設置 (31. 4. 24廃止)
28. 8. 14		福山港修築事務所を福山港事務所に改称 (36. 10. 7 廃止)
29. 11. 1	土木部と建築部を統合し土木建築部に改称 〔8課 監理課、道路課、河川課、港湾課、砂防課、計画課、建築課、営繕課〕	
30. 7. 8		呉砂防工事事務所を廃止
31. 5. 1		能美江田島土木事務所を廃止 大柿土木出張所を新設
35. 4. 1		東部地区開発調査事務所を設置 (38. 3. 31 廃止)
36. 4. 1	土地開発課を設置	
36. 10. 7	土地開発課を開発課に改称	広島復興事務所を広島都市計画事務所に改称 都市計画苗圃事務所を設置 (43. 4. 1 廃止) 福山臨海工業地帯建設局を設置 (44. 4. 1廃止) → 開発局へ
37. 4. 1		工業用水道建設事務所を設置 (40. 4. 1廃止)
37. 10. 1	開発課を開発第一課と開発第二課に改称	
38. 4. 1	住宅課を再設	
39. 4. 1	計画課を都市計画課に改称	土木出張所を土木建築事務所（広島、呉、三原、福山、三次）、 土木事務所（廿日市、大柿、加計、吉田、西条、竹原、上下、庄原）に改称

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
昭和41. 1. 1	道路課を道路維持課と道路建設課に改称 開発第一課と開発第二課を開発課に改称	廿日市土木事務所を 廿日市土木建築事務所に改称
42. 4. 1	開発課を開発用地課と工業用水道課に改称	
43. 4. 1	高速道路室を設置 (44. 4. 1廃止) 広域利水調査室を設置 (44. 4. 1廃止)	
44. 4. 1	企画調査室を設置 (47. 4. 1廃止) 用地課を設置 (開発局設置→ 49. 6. 5 企業局に改称)	
45. 4. 1		広島港事務所を廃止し、 広島臨海工業地帯建設局を設置 (47. 4. 1廃止、広島港湾事務所となる)
46. 4. 1	技術管理室を設置	
47. 4. 1	土木建築部の内局として都市局を設置 都市整備課を設置 〔 4 課 都市計画課、都市整備課、 建築課、住宅課 〕	中国縦貫道用地事務所を設置 (48. 3. 31廃止)
48. 4. 1	都市局に下水道課と学園都市建設課を設置	瀬戸内海大橋用地事務所を設置
49. 4. 1	河川開発室を設置	
49. 4. 20		西条土木事務所を東広島土木事務所に改称
51. 4. 1	土木建築部を土木部と都市部に分離し、 都市部に営繕課を加える 技術管理室を技術管理課に改称 河川開発室を河川開発課に改称	東広島土木事務所を 東広島土木建築事務所に改称
52. 4. 1	都市総務課を設置し、学園都市建設課を廃止	
55. 4. 1		広島都市計画事務所を廃止し、 太田川流域下水道事務所を設置
56. 4. 1	都市総務課を廃止	
58. 4. 1	土木部と都市部を統合して土木建築部となる 土木建築部の内局として都市局を設置 〔 6 課 都市計画課、都市整備課、 下水道課、建築課、住宅課、営繕課 〕 河川開発課を廃止 部の内室としてダム建設室を設置	
平成 2. 4. 1	新空港地域整備室を設置	企画振興部から新空港地域整備事務所を移管 広島港湾事務所を広島港湾振興局に改組
4. 4. 1	土木建築部の内局として空港港湾局を設置 〔 1 課 1 室 新空港地域整備室、港湾課 〕 都市局のうち、都市計画課、都市整備課及 び下水道課を再編整備し、都市政策課、都 市計画課及び公園下水道課に改組	

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
平成 5. 4. 1	新空港地域整備室と航空交通対策課（企画振興部）を統合して空港対策課を設置 空港対策課の課内室として新空港地域整備室及びコンピューター飛行場整備室を設置	
5. 10. 29	コンピューター飛行場整備室を廃止	広島西飛行場事務所を設置
6. 4. 1	河川課の課内室としてダム建設室を設置 港湾課の課内室として 広島みなとまちづくり推進室を設置 新空港地域整備室を 空港地域整備室に改称	新空港地域整備事務所を 空港地域整備事務所に改称
8. 4. 1	道路建設課の課内室として 幹線道路計画室を設置 営繕課の課内室として設備室を設置	
10. 3. 31		瀬戸内海大橋用地事務所を廃止
10. 4. 1	広島みなとまちづくり推進室を 港湾振興室に改称	
12. 3. 31		太田川流域下水道事務所を廃止
12. 4. 1	監理課の課内室として建設産業室を設置 都市局のうち、都市政策課及び都市計画課を再編整備し、都市政策課及び都市整備課に改組	
13. 4. 1	組織再編により、課を廃止し、 総室及びび室を設置 7 総室 管理総室、技術管理総室、道路総室、 河川砂防総室、空港港湾総室、 都市総室、建築総室 31室 総務室、建設産業室、用地指導室、 用地管理室、技術総務室、技術調整室、 技術指導室、道路総務室、道路企画室、 道路整備室、道路保全室、河川管理室、 河川企画整備室、ダム室、砂防室、 空港振興室、港湾管理室、 港湾企画整備室、港湾振興室、 都市総務室、都市企画室、都市整備室、 開発指導室、下水道室、建築総務室、 住宅企画室、住宅管理室、住宅整備室、 建築指導室、営繕室、設備工事室	組織再編により、土木（建築）事務所を廃止し、地域事務所建設局（支局）を設置 広島地域事務所建設局 広島地域事務所建設局廿日市支局 呉地域事務所建設局 呉地域事務所建設局大柿支局 芸北地域事務所建設局 芸北地域事務所建設局吉田支局 東広島地域事務所建設局 東広島地域事務所建設局竹原支局 尾三地域事務所建設局 福山地域事務所建設局 備北地域事務所建設局 備北地域事務所建設局上下支局 備北地域事務所建設局庄原支局
14. 3. 31		空港地域整備事務所を廃止
15. 4. 1	総務室を土木建築総務室に改称	
17. 3. 31		呉地域事務所建設局大柿支局、芸北地域事務所建設局吉田支局、備北地域事務所建設局上下支局を廃止
17. 4. 1		広島地域事務所建設局に大柿維持管理分室及び吉田維持管理分室を設置

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
平成18. 3. 31		広島地域事務所建設局大柿維持管理分室及び吉田維持管理分室を廃止
18. 4. 1	組織再編により、都市局、空港港湾局を都市部、空港港湾部に改組、総室・室の統合とともに、「総室」を「局」に名称変更 3 部 土木部、都市部、空港港湾部 4 局 総務管理局、土木整備局、都市事業局、空港港湾事業局 22室 土木総務室、建設産業室、用地室、技術企画室、技術指導室、道路河川総務室、道路企画室、道路整備室、道路保全室、道路河川管理室、河川企画整備室、ダム室、砂防室、都市総務室、都市企画室、都市整備室、下水道室、建築指導室、住宅室、空港振興室、港湾管理室、港湾企画整備室	
20. 4. 1	組織再編により、「部」「局」「室」制から「局」「部」「課」制へ移行、3部4局22室を2局3部17課に改組し、6つの課内室を設置 2 局 土木局、都市局 3 部 総務管理部、土木整備部、空港港湾部 17課 土木総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、土木整備管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾管理課、港湾企画整備課、都市事業管理課、都市企画課、都市整備課、建築課、住宅課 6 室 技術指導室、道路河川管理室、ダム室、港湾振興室、下水道室、住宅管理室	
21. 4. 1		組織再編により、地域事務所建設局（支局）を廃止し、建設事務所（支所）を設置 西部建設事務所 西部建設事務所呉支所 西部建設事務所廿日市支所 西部建設事務所安芸太田支所 西部建設事務所東広島支所 東部建設事務所 東部建設事務所三原支所 北部建設事務所 北部建設事務所庄原支所 広島港湾振興局を 広島港湾振興事務所に改称

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
平成22. 4. 1	組織再編により課内室を廃止 室廃止に伴い、土木整備管理課を道路河川管理課に、港湾管理課を港湾振興課に改称 都市局のうち、都市事業管理課、都市企画課及び都市整備課を再編整備し、都市政策課、都市整備課及び都市環境課に改組 2 局 土木局、都市局 3 部 総務管理部、土木整備部、空港港湾部 17課 土木総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾企画整備課、都市政策課、都市整備課、都市環境課、建築課、住宅課	
23. 4. 1	組織再編により、「局」「部」「課」制から「局」「課」制へ移行 2 局 土木局、都市局 17課 土木総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾企画整備課、都市政策課、都市整備課、都市環境課、建築課、住宅課	
24. 4. 1	組織再編により、都市局を土木局に統合 都市政策課及び都市整備課を再編整備し、都市計画課に改組 都市環境課を下水道公園課に改称 営繕課を総務局から土木局に移管 1 局 土木局 17課 土木総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾企画整備課、都市計画課、下水道公園課、建築課、住宅課、営繕課	
24. 11. 15		広島西飛行場事務所を廃止し 広島ヘリポート管理事務所を設置
25. 4. 1	漁港に関する事務を農林水産局から移管し、港湾企画整備課を港湾漁港整備課に改称 1 局 土木局 17課 土木総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾漁港整備課、都市計画課、下水道公園課、建築課、住宅課、営繕課	

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
平成27. 3. 31		広島ヘリポート管理事務所を廃止
27. 4. 1	局名を土木局から土木建築局に、土木総務課を土木建築総務課に改称 土砂災害警戒区域等の指定を推進するため、土砂法指定推進担当を設置 1 局 土木建築局 17課 1 担当 土木建築総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、土砂法指定推進担当、空港振興課、港湾振興課、港湾漁港整備課、都市計画課、下水道公園課、建築課、住宅課、営繕課	
31. 4. 1	都市計画課及び下水道公園課を再編整備し、都市計画課及び都市環境整備課に改組し、下水道公園課を廃止 1 局 土木建築局 17課 1 担当 土木建築総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、土砂法指定推進担当、空港振興課、港湾振興課、港湾漁港整備課、都市計画課、都市環境整備課、建築課、住宅課、営繕課	
令和2. 4. 1	土砂災害警戒区域等の指定完了に伴い、土砂法指定推進担当を廃止 1 局 土木建築局 17課 土木建築総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾漁港整備課、都市計画課、都市環境整備課、建築課、住宅課、営繕課	
3. 4. 1	「広島デジフラ構想」に基づき、建設分野においてデジタル技術を最大限活用した幅広い取組を推進していくため、建設 DX 担当を設置 1 局 土木建築局 17課 1 担当 土木建築総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、建設DX担当、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾漁港整備課、都市計画課、都市環境整備課、建築課、住宅課、営繕課	

4 令和8年度当初予算

(1) 土木建築局関係

ア 歳出予算総括表〔一般会計〕

令和7年度12月補正予算及び2月補正予算には、国補正対応分を計上（以下同様）

（単位：百万円、％）

区 分	R7年度 当初 予算 A	R6年度 補正 予算 B	合計 C=A+B	R8年度 当初 予算 D	R7年度 12月 補正 予算 E	R7年度 2月 補正 予算 F	合計 G= D+E+F	当初 予算比 H=D/A	当初+ 補正 予算比 I=G/C
公共事業費	84,971	18,537	103,508	86,119	20,126	▲2,278	103,967	101.4	100.4
補助公共事業費	39,429	14,080	53,509	39,783	16,148	▲2,024	53,907	100.9	100.7
直轄事業負担金	10,111	4,457	14,568	12,245	3,978	▲254	15,969	121.1	109.6
単独公共事業費	30,751	0	30,751	31,128	0	0	31,128	101.2	101.2
災害復旧事業費	4,680	0	4,680	2,963	0	0	2,963	63.3	63.3
その他事業費等	13,102	0	13,102	15,989	0	100	16,089	122.0	122.8
合 計	98,073	18,537	116,610	102,108	20,126	▲2,178	120,056	104.1	103.0

注1) 端数処理の関係で積み上げ数値と総額が異なる場合等がある。

注2) R7年度2月補正予算には、R7年度12月補正予算の内示整理を含む。

注3) 復旧・復興分（令和3年豪雨災害分及び平成30年豪雨災害分）を除く。

イ 歳出予算総括表〔特別会計〕

（単位：百万円、％）

区 分	R7年度 当初 予算 A	R6年度 補正 予算 B	合計 C=A+B	R8年度 当初 予算 D	R7年度 12月 補正 予算 E	R7年度 2月 補正 予算 F	合計 G= D+E+F	当初 予算比 H=D/A	当初+ 補正 予算比 I=G/C
港湾特別整備事業費	9,386	0	9,386	16,417	0	0	16,417	174.9	174.9
県営住宅事業費	6,532	480	7,012	7,579	0	0	7,579	116.0	108.1
合 計	15,918	480	16,398	23,996	0	0	23,996	150.7	146.3

注1) 端数処理の関係で積み上げ数値と総額が異なる場合等がある

ウ 事業別内訳表〔一般会計〕

(単位：千円、％)

区 分	R 7 年度 当初予算 A	R 8 年度 当初予算					比率 B/A
		B	補助公共 事業費	国直轄事業 負担金	単独公共 事業費	その他 事業費等	
道路事業費	45,065,167	47,011,217	18,644,325	7,414,589	16,936,641	4,015,662	104.3
河川事業費	10,922,999	10,874,647	2,636,600	1,118,590	6,234,370	885,087	99.6
砂防事業費	8,924,591	9,175,005	5,773,632	1,307,000	2,053,070	41,303	102.8
海岸事業費	1,593,030	1,528,628	1,174,000	245,000	109,628	0	96.0
港湾事業費	9,111,094	8,731,998	4,190,000	1,316,700	2,930,743	294,555	95.8
漁港事業費	1,428,539	1,454,327	1,202,220	0	239,365	12,742	101.8
空港事業費	1,390,988	1,389,382	0	843,319	95,740	450,323	99.9
街路等事業費	5,080,119	6,532,524	5,745,666	0	786,465	393	128.6
公園事業費	606,144	529,704	416,104	0	113,600	0	87.4
住宅事業費	1,070,793	1,185,259	0	0	1,096,374	88,885	110.7
災害復旧事業費	4,680,000	2,963,000	2,863,000	0	100,000	0	63.3
その他事業費	8,199,339	10,732,278	0	0	531,800	10,200,478	130.9
合 計	98,072,803	102,107,969	42,645,547	12,245,198	31,227,796	15,989,428	104.1

※復旧・復興分（令和3年豪雨災害分及び平成30年7月災害分）を除く。

エ 財源内訳表 [一般会計・特別会計]

(7) 一般会計

(単位:千円)

区 分		令和7年度		令和8年度	比 較		(C) の 財 源 内 訳							
		当初予算額 (A)	最終予算額 (B)	当初予算額 (C)	(C)/(A)	(C)/(B)	分担金 負担金	使用料 手数料	国 庫 支出金	財産収入	繰入金	諸収入	県債	一般財源
補助公共事業		40,741,013	54,306,172	39,782,547	97.65%	73.26%	1,666,621	0	19,145,498	0	0	743,200	17,900,300	326,928
災害復旧事業	公共事業	4,580,000	2,117,000	2,863,000	62.51%	135.24%	0	0	1,841,915	0	0	0	1,020,900	185
	単独事業	100,000	34,600	100,000	100.00%	289.02%	0	0	0	0	0	0	100,000	0
	計	4,680,000	2,151,600	2,963,000	63.31%	137.71%	0	0	1,841,915	0	0	0	1,120,900	185
国直轄事業負担金		10,940,111	14,237,122	12,245,198	111.93%	86.01%	168,663	0	0	0	0	377,600	11,698,600	335
単独建設事業		30,751,478	31,823,597	31,127,796	101.22%	97.81%	823,588	42,000	11,490	0	0	386,987	18,150,000	11,713,731
その他事業		13,102,034	13,007,394	15,989,428	122.04%	122.93%	87,593	445,882	1,877,953	20,269	228,460	1,410,855	4,068,300	7,850,116
一般財源歳入		—	—	—	—	—	820,044	1,212,962	0	40,625	0	0	0	△ 2,073,631
合 計		100,214,636	115,525,885	102,107,969	101.89%	88.39%	3,566,509	1,700,844	22,876,856	60,894	228,460	2,918,642	52,938,100	17,817,664

(4) 特別会計

(単位:千円)

区 分		令和7年度		令和8年度	比 較		(C) の 財 源 内 訳							
		当初予算額 (A)	最終予算額 (B)	当初予算額 (C)	(C)/(A)	(C)/(B)	分担金 負担金	使用料 手数料	国 庫 支出金	財産収入	繰入金	繰越金	諸収入	県債
港湾特別整備事業費		9,386,495	10,098,456	16,416,678	174.90%	162.57%	18,961	2,326,630	0	621,594	770,205	1	633,787	12,045,500
県営住宅事業費		6,531,773	5,656,402	7,579,212	116.04%	133.99%	0	2,719,160	1,751,217	20,868	1,665,218	21,946	2,403	1,398,400
合 計		15,918,268	15,754,858	23,995,890	150.74%	152.31%	18,961	5,045,790	1,751,217	642,462	2,435,423	21,947	636,190	13,443,900

オ 予算の推移〔一般会計〕

(7) 総括表

(単位:千円)

区 分	令和5年度		令和6年度				令和7年度				令和8年度	
	最終予算額		当初予算額		最終予算額		当初予算額		最終予算額		当初予算額	
		前年度 最終比		前年度 当初比		前年度 最終比		前年度 当初比		前年度 最終比		前年度 当初比
補助公共事業	59,589,967	92.6%	41,530,658	89.3%	57,980,591	97.3%	40,741,013	98.1%	54,306,172	93.7%	39,782,547	97.6%
国直轄事業負担金	15,641,363	107.6%	10,964,332	96.4%	15,416,911	98.6%	10,940,111	99.8%	14,237,122	92.3%	12,245,198	111.9%
単独公共事業	31,017,872	86.2%	30,446,143	99.9%	30,988,279	99.9%	30,751,478	101.0%	31,823,597	102.7%	31,127,796	101.2%
その他事業	9,976,371	82.4%	11,790,829	105.0%	10,463,459	104.9%	13,102,034	111.1%	13,007,394	124.3%	15,989,428	122.0%
災害復旧費	8,883,300	57.4%	4,065,000	31.4%	3,144,400	35.4%	4,680,000	115.1%	2,153,200	68.5%	2,963,000	63.3%
合 計	125,108,873	87.8%	98,796,962	87.8%	117,993,640	94.3%	100,214,636	101.4%	115,527,485	97.9%	102,107,969	86.5%

(4) 補助公共事業

	令和5年度		令和6年度				令和7年度				令和8年度	
	最終予算額		当初予算額		最終予算額		当初予算額		最終予算額		当初予算額	
		前年度 最終比		前年度 当初比		前年度 最終比		前年度 当初比		前年度 最終比		前年度 当初比
道 路	24,689,333	98.0%	20,033,900	96.8%	27,306,009	110.6%	19,620,700	97.9%	25,249,381	92.5%	18,644,325	95.0%
河 川	6,558,920	67.7%	3,625,625	84.0%	6,504,720	99.2%	3,387,989	93.4%	6,945,127	106.8%	2,636,600	77.8%
砂 防	13,443,430	82.6%	6,704,100	76.1%	10,495,117	78.1%	6,154,942	91.8%	9,483,464	90.4%	5,773,632	93.8%
海 岸	1,642,000	120.6%	1,208,500	89.4%	1,497,471	91.2%	1,195,000	98.9%	1,477,500	98.7%	1,174,000	98.2%
港 湾	6,663,000	149.6%	3,915,673	80.2%	5,485,000	82.3%	4,230,000	108.0%	4,033,700	73.5%	4,190,000	99.1%
漁 港	1,358,414	91.7%	1,198,592	101.5%	1,188,051	87.5%	1,150,220	96.0%	1,233,137	103.8%	1,202,220	104.5%
空 港	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
街路・都市計画	4,928,314	88.2%	4,427,954	90.0%	5,098,597	103.5%	4,509,618	101.8%	5,592,904	109.7%	5,745,666	127.4%
公 園	306,556	100.5%	416,314	117.8%	405,626	132.3%	492,544	118.3%	290,959	71.7%	416,104	84.5%
計	59,589,967	92.6%	41,530,658	89.3%	57,980,591	97.3%	40,741,013	98.1%	54,306,172	93.7%	39,782,547	97.6%

(7) 国直轄事業負担金

(単位:千円)

	令和5年度		令和6年度				令和7年度				令和8年度	
	最終予算額	前年度 最終比	当初予算額	前年度 当初比	最終予算額	前年度 最終比	当初予算額	前年度 当初比	最終予算額	前年度 最終比	当初予算額	前年度 当初比
道 路	6,766,914	90.9%	5,535,000	97.5%	7,180,846	106.1%	5,400,000	97.6%	7,420,753	103.3%	7,414,589	137.3%
河 川	1,812,070	104.5%	1,400,000	104.5%	2,032,017	112.1%	1,400,000	100.0%	1,926,096	94.8%	1,118,590	79.9%
砂 防	2,927,996	123.8%	1,913,332	80.2%	2,235,199	76.3%	1,543,999	80.7%	1,990,337	89.0%	1,307,000	84.7%
海 岸	492,000	117.2%	208,000	73.8%	357,454	72.7%	296,000	142.3%	322,031	90.1%	245,000	82.8%
港 湾	3,313,300	140.6%	1,167,000	83.6%	3,092,394	93.3%	1,481,000	126.9%	2,287,538	74.0%	1,316,700	88.9%
空 港	329,083	149.6%	741,000	247.8%	519,001	157.7%	819,112	110.5%	290,367	55.9%	843,319	103.0%
計	15,641,363	107.6%	10,964,332	96.4%	15,416,911	98.6%	10,940,111	99.8%	14,237,122	92.3%	12,245,198	111.9%

(1) 単独公共事業

(単位:千円)

	令和5年度		令和6年度				令和7年度				令和8年度	
	最終予算額	前年度 最終比	当初予算額	前年度 当初比	最終予算額	前年度 最終比	当初予算額	前年度 当初比	最終予算額	前年度 最終比	当初予算額	前年度 当初比
道 路	16,531,074	87.0%	16,427,356	99.4%	17,113,751	103.5%	16,615,357	101.1%	17,314,210	101.2%	16,936,641	101.9%
河 川	5,882,910	90.1%	5,994,120	101.9%	6,124,120	104.1%	6,311,614	105.3%	6,687,614	109.2%	6,234,370	98.8%
砂 防 ・ 急 傾 斜	2,086,300	95.3%	2,102,420	100.8%	2,102,420	100.8%	2,046,070	97.3%	2,196,070	104.5%	2,053,070	100.3%
海 岸	100,000	100.0%	100,000	100.0%	100,000	100.0%	102,030	102.0%	102,030	102.0%	109,628	107.4%
港 湾	3,174,282	60.1%	3,124,105	98.4%	3,124,105	98.4%	3,071,179	98.3%	3,171,179	101.5%	2,930,743	95.4%
漁 港	302,598	173.3%	248,064	82.0%	248,064	82.0%	265,577	107.1%	265,577	107.1%	239,365	90.1%
空 港	83,300	27.2%	72,443	87.0%	72,443	87.0%	95,878	132.3%	95,878	132.3%	95,740	99.9%
街 路 ・ 都 市 計 画	460,985	75.8%	727,041	106.7%	452,782	98.2%	569,364	78.3%	296,630	65.5%	786,465	138.1%
公 園	113,600	41.8%	113,600	100.0%	113,600	100.0%	113,600	100.0%	133,600	117.6%	113,600	100.0%
総 合	531,800	100.0%	531,800	100.0%	531,800	100.0%	531,800	100.0%	531,800	100.0%	531,800	100.0%
住 宅	991,023	102.8%	1,005,194	101.4%	1,005,194	101.4%	1,029,009	102.4%	1,029,009	102.4%	1,096,374	106.5%
計	30,257,872	84.1%	30,446,143	99.9%	30,988,279	102.4%	30,751,478	101.0%	31,823,597	102.7%	31,127,796	101.2%

※住宅は、住宅特別会計への繰出金を計上。

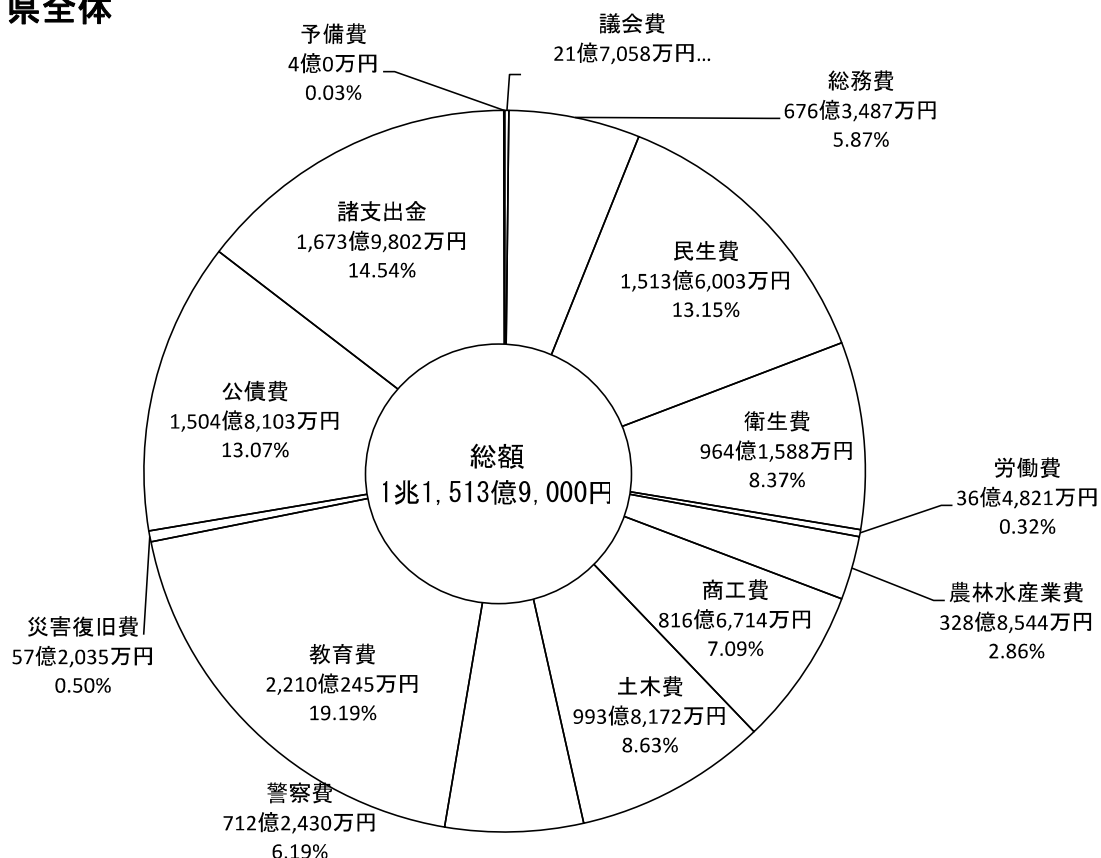
(才) 災害復旧費

(単位:千円)

	令和5年度		令和6年度				令和7年度				令和8年度	
	最終予算額		当初予算額		最終予算額		当初予算額		最終予算額		当初予算額	
		前年度 最終比		前年度 当初比		前年度 最終比		前年度 当初比		前年度 最終比		前年度 当初比
公 共 事 業 等	8,717,700	56.4%	3,952,000	30.8%	2,834,800	32.5%	4,580,000	115.9%	2,118,600	74.7%	2,863,000	62.5%
単 独 事 業	163,800	441.5%	100,000	100.0%	309,600	189.0%	100,000	100.0%	34,600	11.2%	100,000	100.0%
計	8,881,500	57.4%	4,052,000	31.3%	3,144,400	35.4%	4,680,000	115.5%	2,153,200	68.5%	2,963,000	63.3%

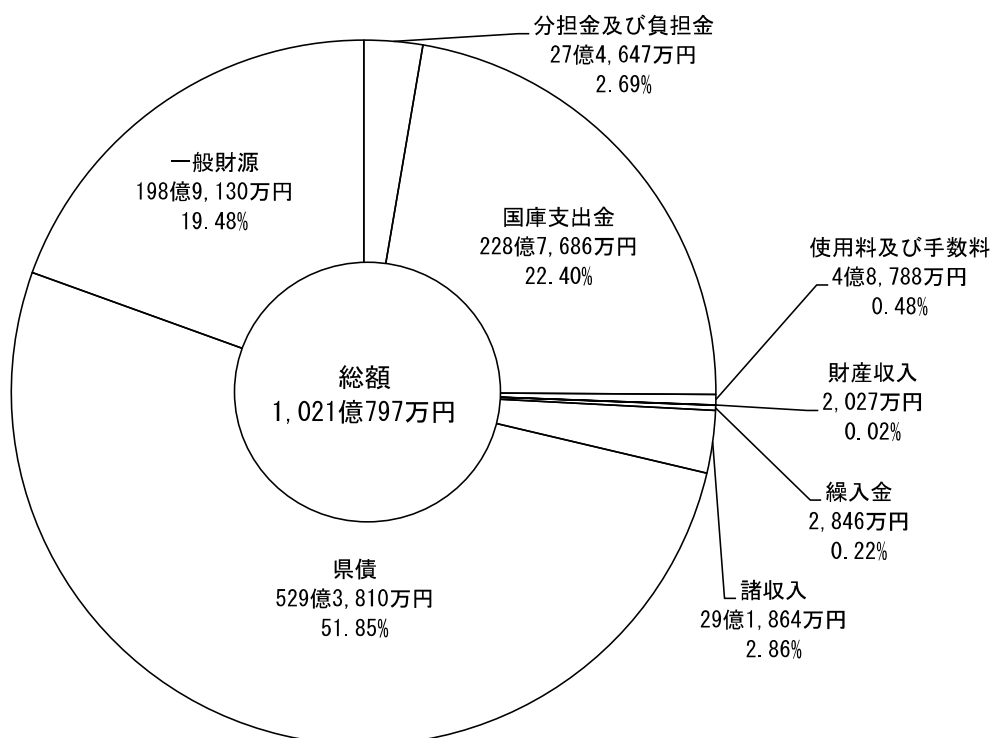
(2) 図表 [一般会計]

ア 県全体

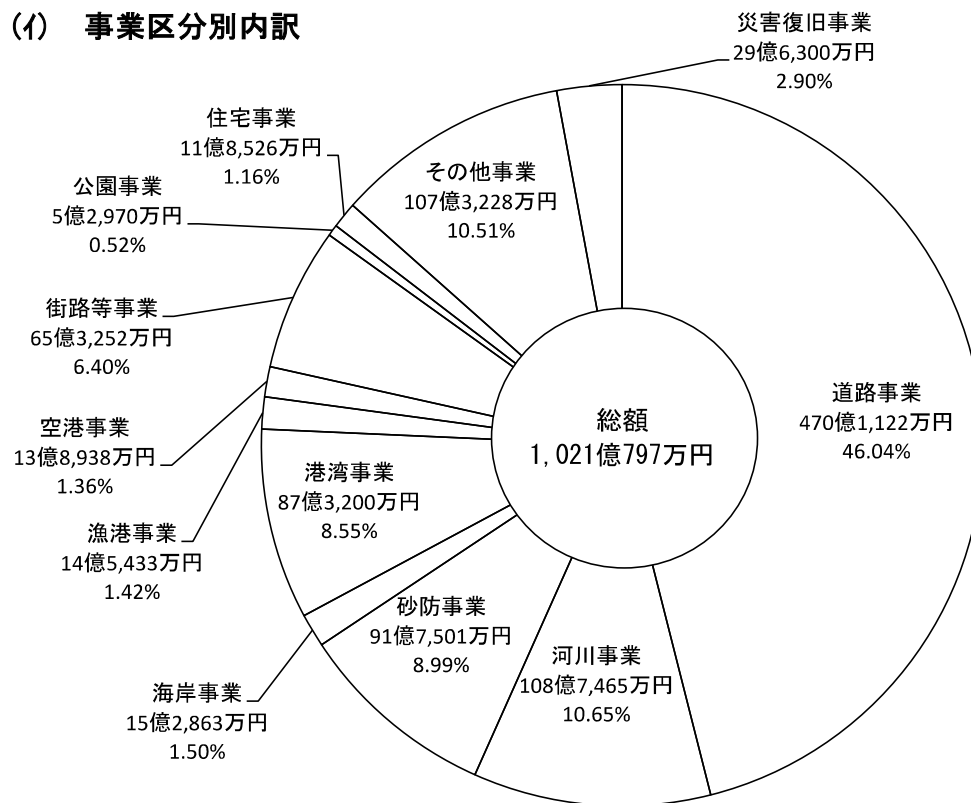


イ 土木建築局関係

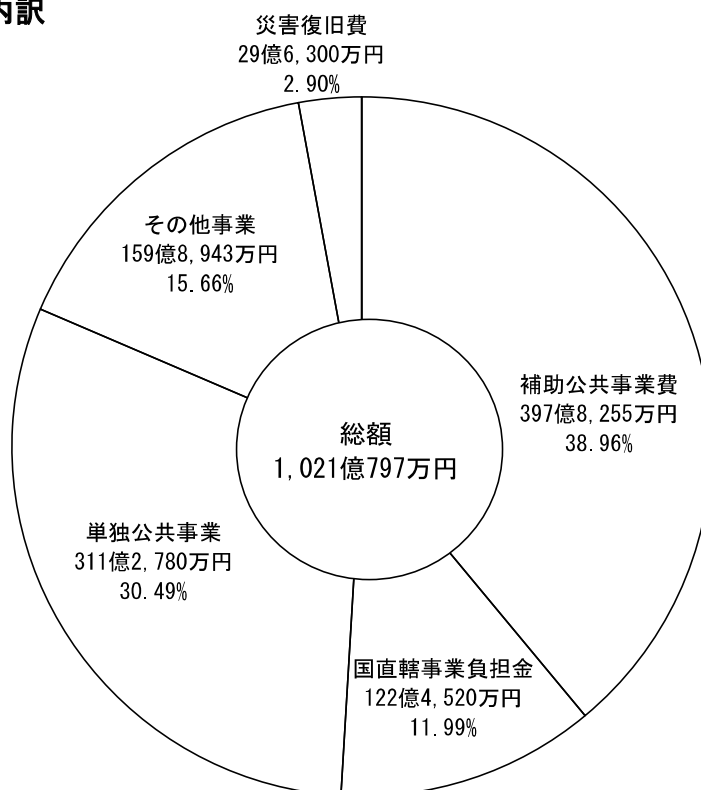
(7) 財源内訳 (一般財源歳入を除く)



(イ) 事業区分別内訳



(ウ) 経費区分別内訳



5 令和8年度 建設事業執行方針

令和8年4月
土木建築局

(目的)

第1 この方針は、令和8年度の土木建築局に関わる建設事業を適正かつ効果的に執行するために必要な基本的事項を定める。

(基本方針)

- 第2
- 1 「社会資本未来プラン」(令和3年3月策定)については、「安心・安全で、本県の強みを生かした、魅力ある持続可能な県土づくり」に向けた各施策に対応する事業を着実に推進するとともに、特に防災・減災対策については、国の「第1次国土強靱化実施中期計画」により、事業を加速し、県土の強靱化を推進する。
 - 2 公共事業の執行に当たっては、適法かつ公正な職務の遂行を図り、適切な工事発注の実施や進行管理による工事工程及び手続き状況等の把握を徹底し、円滑な執行に努める。また、工事発注においては、早期着工を促進するなど年度当初から計画的な執行に努める。なお、近年、頻発化、激甚化する自然災害を踏まえ、災害復旧事業や改良復旧事業などについては、被災地域の一日も早い復旧・復興の実現に向け、着実な事業執行を図る。
 - 3 高度経済成長期に整備したインフラの修繕など、「社会資本の適切な維持管理」に資する取組についても重点を置き、既存インフラが持つ機能を適切に維持し、期待される効果を最大限発揮し続けることができるよう、より効果的・効率的な維持管理を推進する。
 - 4 建設分野の調査、設計、施工から維持管理のあらゆる段階において、デジタル技術を最大限に活用し、官民が連携した、より効果的・効率的なインフラマネジメントを推進する。
 - 5 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号：以下「適正化法」という)及び適正化法に基づき定められた適正化指針に沿って、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保、不正行為の排除の徹底を図るための措置を適切に実施する。
 - 6 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号：以下「品確法」という)及び品確法に基づき定められた基本方針、運用指針に沿って、工事の品質を確保するための取組を推進する。
 - 7 地域に必要な建設業の人手不足が深刻化する中で、第三次・担い手3法に基づく新ルールの適正運用に向けた取組や、デジタル技術等の新技術を活用した生産性向上、建設業の魅力向上・発信により、建設業の担い手確保を推進する。
 - 8 「第5次広島県環境基本計画」(令和3年3月)に関連し、建設工事において従来の材料よりCO2排出量が削減された材料を使用するなどネット・ゼロカーボンに資する取組を推進する。
 - 9 建設事業の適正かつ円滑な推進を図るため、職位等による役割分担に基づき、事務処理を適正に行い、事業の進捗を的確に管理する。特に、文書等については、当該文書等に関係する全ての職員がそれぞれの立場で責任を持って適正に処理する。

また、事業実施に当たっての関係法令を遵守し、必要となる手続きを確実に行う。

(事業の執行)

- 第3
- 1 事業の執行に当たっては、「建設工事起工手続規程」(昭和35年監第5320号)に基づき、前年度からの繰越事業を優先して行うなど計画的な予算執行を行う。特に、事故繰越は年度内に避けがたい事象が生じた場合の例外的な取扱いであることに留意し、事故繰越が生じないよう着実な執行を行う。

また、適正な工期を確保するとともに、施工時期の平準化や、「工事着手日選択型契約方式」

などの活用により、建設事業者が計画的に受注できる環境を整備し、建設産業における担い手確保や働き方改革を進める。

- 2 発注に当たっては、最新の単価を用いて積算を行うとともに、現場条件を踏まえた適切な施工条件を明示する
- 3 契約後、設計図書（仕様書、設計書及び図面）に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合や、契約後、賃金水準や物価水準の変動により請負代金額が不適当となった場合は、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の変更及び工期の変更を行う。

また、設計変更に当たっては、「工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドライン（案）」に基づき適切に行う。

（執行計画の策定）

第4 工事の計画的かつ効率的な執行を行うため、次の措置を講ずる。

- ① 本庁各課は、「建設工事起工手続規程」に基づく建設工事の起工伺い及びその他の事務手続を速やかに行う。
- ② 地方機関の長は、上記規程に基づく工事執行の通知を受けたときは事業の着手順位、所要工期、用地取得及び実施設計書の作成など整合性のある年間執行計画をたて、効率的執行に努める。

計画の策定に当たっては、用地保有量等を踏まえつつ、用地アセスメントを実施し、必要に応じて、用地取得進行管理会議を開催して、用地リスクへの対応策や収用適格性等について審議する。

また、土地収用法（昭和26年法律第219号）の適用を踏まえたものとし、収用適格性判定表等を作成するなどあらかじめ本庁主管課と十分な調整を行い、さらに、必要に応じて、用地課（土地収用法の事業認定申請の主管課）とも協議する。

（適正工期の設定）

- 第5
- 1 適正な工期設定を行い、年度内完成に努める。年度内完成が困難と見込まれるものについては、翌年度にわたる債務負担を積極的に活用し、円滑な執行に努める。
 - 2 発注に当たっては、安易な工事の分割は厳に慎み、やむを得ず分割する場合は、その必要性について事業主管課と協議を行ったうえで決定する。

（工事の執行）

- 第6
- 1 工事中の安全を確保するため、監督業務や中間検査、施工体制立入点検や安全パトロール等を実施し、安全上の問題点の早期発見に努めるとともに、必要に応じて受注者に改善指導等を行う。また、事故が発生した場合は、受発注者で連携して原因究明を行うとともに、安全管理の徹底を受注者に指導するなど再発防止に努める。
 - 2 工事の施工に当たっては、地域住民への周知や周辺の事前調査を十分行い、周辺住民の生活環境への影響を最小限とするよう十分配慮する。

（工事監督・検査体制等の確保）

- 第7
- 1 「品確法」に基づき、発注関係事務（工事監督・検査・評価等）を適正に実施することに加え、災害時の緊急対応の充実強化、働き方改革への対応、生産性向上への取組、調査・設計の品質確保など、発注者の責務を果すための取組がより一層求められることから、引き続き適正な工事監督・検査等の体制を確保する。
 - 2 監督・検査に当たっては、受発注者の業務効率化のため、遠隔臨場の積極的な活用に努めるとともに、ウェブ会議システム等を利用した協議や検査を推進する。

（建設副産物対策）

- 第 8 1 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）の趣旨を踏まえ、特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊）の発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底等を図る。
- 2 工事計画段階から建設副産物の発生の抑制や再利用の促進を図るため、「広島県地方機関等建設副産物対策連絡会議」等での流用の調整及び有効利用に努めるとともに「再生資源利用促進実施要領」（平成 4 年 7 月 1 日制定）に基づき、再生資材の積極的な利用を行う。
- 3 建設副産物の処理については、「建設副産物適正処理実施要領」（平成 10 年 3 月 15 日制定）に基づき、有効利用及び適正処分の徹底を図る。

（建設資材）

- 第 9 1 工事で使用する土砂（補足土）、砂、碎石及び加熱アスファルト混合物等については、数量の多少に関わらず、原則として、再生資材を使用する。
- 2 「広島県登録リサイクル製品使用指針」（平成 16 年 10 月 1 日制定）に基づき、供給量、品質等を考慮して順次、登録リサイクル製品の使用を指定する。また、指定した以外の登録リサイクル製品についても、使用に努める。
- 3 受注者が主要資材を購入する場合は、極力、県内業者から購入する。
- 4 カーボンニュートラルの観点からも、再生建設資材の積極的な利用を図る。

（測量等事前調査）

- 第 10 公共事業の測量等の実施に当たっては、事前調査費を活用し、翌年度以降の新規採択見込みの事業は、公図、権利関係調査を、また用地取得が見込まれる事業は、用地平面図等関連図面の作成を前年度までに完了する。

（用地取得事務）

- 第 11 用地取得事務に当たっては、「公共用地取得促進プログラム」（平成 18 年 3 月 7 日制定）の趣旨に基づき事業効果の早期発現と説明責任の向上に努め、事業の円滑な執行を図るため、次のことに留意のうえ、計画的かつ適正な用地取得を行う。
- ① 用地取得は、原則として工事实施の前年度までに行う。
- ② 特に、重要な事業については用地取得工程管理計画を策定し、適正な用地保有量の確保に努める。
- ③ 取得済みの用地の状況を把握し、一連区間として事業効果が早期に発揮できるよう、用地取得マネジメントの PDCA サイクルにより、用地取得工程管理計画を適宜見直して、計画的な用地取得に努める。
- ④ 事業認定適期申請ルール及び裁決申請適期申請ルールに基づき、土地収用法を積極的に活用する。
- ⑤ 市町と緊密な連携をとるとともに、先行取得制度の活用を図る。

（工事等の進行管理）

- 第 12 工事等の進行管理については、「土木建築事業進行管理実施要領」（昭和 53 年 4 月 1 日制定）に基づき、特に次のことに留意のうえ、適切に行う。
- ① 地方機関の長は、「地方機関事業調整会議」等で、発注計画による工事等の進捗状況や措置すべき課題、法令手続きの有無及び手続状況等を的確に把握・早期解決することで、適切な進行管理を行う。
- ② 本庁各課は、「事業調整会議」等による進行管理を厳密に行うとともに、問題箇所の処理方を早期に決定し、事業の円滑な執行を図る。

- ③ やむを得ない事由により年度内完了の見込みが立たない場合は、翌年度に繰り越す等、所定の手続を行う。

（電子調達の推進）

第13 事務管理総合システム、電子入札等システム、電子契約システム、情報共有システム及び保管管理システム等の機能改善及び適正な維持管理に努める。

（建設工事に係る入札・契約制度）

- 第14 1 入札契約の公正性・公平性を確保するため、法令順守の徹底や入札契約制度の見直しを通じて不正排除の徹底に取り組む。
- 2 入札・契約に関する情報については、「適正化法」等を踏まえ、適切に公表する。
- 3 透明性・競争性の確保を図るため、請負対象設計額1,000万円以上のすべての工事について、原則として一般競争入札により行う。
- 4 入札参加資格要件を設定する場合は、「一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）」等により、施工能力を重視するとともに、経済性及び効率性を考慮して、公正かつ厳正に行う。
- 5 中小建設業者の受注機会の確保について、地域の建設業者の活用により円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注にあたっては、適切な地域要件の設定、地域への精通性等の適切な企業評価、適切な規模での発注などに努めるとともに、次のことに留意のうえ、十分配慮する。
- ① 指名競争入札の指名に際しては、県内建設業者を積極的に指名する。
- ② 受注者が下請業者を使用する場合は、原則として県内業者とする。なお、やむを得ず県外業者を下請負人等とする場合については、理由書の提出を求める。
- 6 工事成績条件付一般競争入札は、優良な県内企業の受注機会の確保を図ることを目的としており、その趣旨に十分留意のうえ適切に適用する。
- 7 災害実績条件付一般競争入札は、災害に関連する工事を元請又は下請として施工した建設業者を評価することを目的としており、その趣旨に十分留意のうえ適切に適用する。
- 8 価格競争から価格と品質で総合的に優れた調達への転換を促進するため、総合評価落札方式による入札を推進する。
- 9 「県内建設業者の合併等に関する特例要綱」（平成15年6月1日施行）による入札参加資格審査や受注機会の確保等の特例措置により、県内建設業者の合併等の促進を図る。
- 10 予定価格の事後公表の拡大や、大規模工事（請負対象設計金額5億円以上）における入札ボンド制度や特定建設工事共同企業体制度の適用等により、適正な競争の促進を図る。
- 11 迅速かつ計画的な事業執行を図るため、同時期に発注しなければならない真に必要な工事については、地域の実情に応じて一抜け方式による入札を実施する。

（測量・建設コンサルタント等業務に係る受注者の指名等）

第15 測量・建設コンサルタント等業務の発注に際しては、「測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱」（平成11年4月1日制定）に定める基準を遵守し、委託業務の適正な実施を確保するための執行能力を重視するなど、その目的と内容に適した業者を厳正に選定する。

（受注者の指導）

- 第16 適正化法第3条の規定に基づき、不良不適格業者の排除を推進し、公共工事の適正な施工を確保するため、厳正に受注者を指導するとともに、次のことに重点的に取り組む。
- ① 受注者の技術者の専任制及び一括下請負等の排除を徹底するため、発注者支援データベースシステムを十分活用するとともに、適切に施工体制等の立入り点検を行う。また、専任等の把握に違反がある場合には措置請求を行うとともに、是正が認められない場合には、工事の一時

中止又は指名除外等、建設業者に対して厳正な対応を行う。

- ② 県発注工事における適正な施工の確保を図るとともに、下請・資材業者へのしわ寄せを防止するため、低価格入札により落札した工事について、工事中の施工体制等の確認や下請・資材業者への代金の適正な支払状況の確認を徹底する。
- ③ 地域の優良な企業の適正な受注機会を確保するため、契約の締結に際し専任技術者の配置状況等の営業実態について確認できる資料の提出を求めることにより、稼働実態のない営業所（いわゆる「名ばかり営業所」）の排除を徹底する。
- ④ 低入札価格調査制度により契約した工事及び県外業者を下請負人とすることを承認した工事については、適正な施工を確保するため、施工体制等立入り点検により主任（監理）技術者の現場専任や施工への実質的な関与等の施工体制の点検を徹底する。

（社会資本の適切な維持管理の推進）

第17 「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」と主要な施設分類毎の「修繕方針」に基づき、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や、予防保全型の修繕等による修繕費の平準化を図るとともに、デジタル技術等を活用した維持管理の効率化・高度化の取組を推進する。

（デジタルトランスフォーメーションの推進）

第18 「広島デジフラ構想」に基づき、建設分野の生産性向上に向けたBIM/CIMの活用やICT建設機械等による施工の拡大、インフラマネジメント基盤（Dobox）のオープンデータを活用し、大学での研究、民間企業による防災アプリや観光ナビアプリのサービスの提供など幅広い分野で利活用を推進する。また、職員及び建設事業者双方のデジタルリテラシーの向上に向けた取組など、デジタル技術を活用した取組を推進する。

（建設分野の革新技術の活用）

第19 「広島県建設分野の革新技術活用制度」に基づき、公共土木施設の調査・設計・施工・維持管理のあらゆる段階において、施設の長寿命化や施設整備等の効率化、カーボンニュートラルの推進など、高度化に資する革新技術の募集・登録を行うとともに、登録した革新技術の活用を推進する。

（担い手確保の推進）

- 第20
- 1 下請への労務費や工期等のしわ寄せによる低賃金、長時間労働の解消に向けて、改正担い手3法が適切に運用されるよう建設業者への指導等を実施する。
 - 2 建設現場において更なる効率化・省人化を図るため、ICT活用工事の拡大に向け、建設業者等への講習会等を実施する。
 - 3 建設業担い手確保に向け、建設業の魅力向上・発信の取組を推進する。

（社会保険等未加入対策）

- 第21
- 1 建設業者の社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入促進を図り、技能労働者の労働環境の改善を図るため、県発注工事における社会保険等未加入対策を行う。
 - 2 受注者から提出された施工体制台帳で、二次以降を含む全ての下請業者について社会保険等に未加入であることを確認した場合、発注者から建設業許可行政庁へ通報する。
 - 3 受注者が社会保険等未加入建設業者を下請負人としたことが判明した場合は、特別の事情がある場合を除き、受注者に対して、違約金請求、指名除外、指名除外に伴う工事成績評定点の減点を行う。
ただし、一次下請業者については、特別の事情がある場合においても、指定期間内に社会保険等への加入を義務付ける。

(暴力団等排除及び不正行為対策)

- 第22 1 公共工事等に対する暴力団等の不当介入・不当要求に対しては、受注者が適切に対応できるよう警察本部との連携を緊密にして指導等を行うとともに、契約締結営業所等への不当要求防止責任者の配置を求め、責任者講習を受講させる。
- 2 暴力団排除を徹底するため、暴力団関係企業であることが判明するなどした場合には、約款及び特約事項により、当該業者が県発注工事等の施工等のために必要な契約を締結することができないよう措置するとともに、発注者から建設業許可行政庁へ通報する。
- 3 談合情報に対しては、「談合情報対応マニュアル」(平成6年8月31日制定)及び「談合に関する情報の信ぴょう性等の判断基準」(平成15年4月1日制定)によりの確に対応するとともに、公正取引委員会及び警察本部に適切に通報する。
- 4 県発注工事等に係る入札・契約事務に関する外部からの働きかけ及び情報提供要求に対しては、「建設工事等の入札・契約事務に関する外部からの働きかけ等への対応要綱」(平成25年2月8日制定)によりの確に対応する。

(環境保全と循環型社会の構築)

- 第23 豊かで美しい自然環境を保全するとともに、地球温暖化への影響を低減させるため、自然環境・生態系に配慮したインフラ整備や資源の有効利用など、環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築に向けた取り組みを推進する。また、公共事業の実施に当たり、率先して環境配慮に努めるため、「広島県環境配慮推進要綱」(平成23年4月1日改定)に基づき、公共工事の計画段階から工事・維持管理段階に至る全ての段階において、環境配慮指針に留意し、自主的に環境配慮を行う。

(引継事務)

- 第24 適正な公物管理の推進を図るため、「広島県の施行する公共事業に伴う管理事務引継処理要領」(平成5年4月1日施行)等に基づき、公物管理推進委員会等も活用しながら法令手続きの有無及び手続状況を把握し、管理部門との連絡調整を緊密に行い、公共施設の管理事務の引継ぎが円滑に行われるように適切に処理する。

6 令和3年7月・8月豪雨からの復旧・復興

(1) 概要

令和3年7・8月豪雨により発生した多数の公共土木災害の早期復旧に向けた災害復旧工事は令和7年度末までに全て完了した。土砂災害により緊急的な対応が必要な箇所については、災害関連緊急砂防事業を実施し、令和5年に概ね完了した。また、被災箇所のうち、特に河川の氾濫により甚大な浸水被害が発生した多治比川や本川等の県内6河川について、再度災害防止の観点から、被災箇所周辺も含め一体的に整備する改良復旧を行うこととし、これらの対策の実施区間や手法等を「令和3年豪雨 改良復旧プロジェクト」としてとりまとめ、重点的に整備を進めており、令和7年度末までに4河川が完了した。

(2) 令和3年豪雨 改良復旧プロジェクト

【河川改良復旧による再度災害防止対策の推進】

- ◆ 本川（竹原市本町）については、河川の氾濫及び内水の氾濫により甚大な家屋浸水被害等が発生したことから、河道拡幅及び橋梁架替等の改良復旧、及び竹原市による内水対策を実施し、令和3年7月豪雨を上回る平成30年7月豪雨相当の洪水から床上浸水被害を防止する。併せて、土地利用規制等の流域対策を推進し、早期に地域の安全性の向上を図る。
- ◆ 多治比川（安芸高田市吉田町）については、堤防決壊や河川の氾濫により甚大な家屋浸水被害等が発生したことから、河道拡幅及び橋梁架替等による改良復旧を行い、令和3年8月豪雨相当の洪水から家屋浸水被害を防止する。併せて、破堤区間の堤防強化や、安芸高田市による内水対策、土地利用規制等の流域対策を推進し、早期に地域の安全性の向上を図る。

【ロードマップ】

■令和3年7月豪雨

河川		箇所	主な被災状況	目標	対策の方向性	ロードマップ(年度)										R8.3末時点
						R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10				
7月	二級河川 沼田川水系 天井川	三原市 沼田東町	破堤等による農地浸水被害(16ha)	堤体への河川水の浸透による堤防決壊を防ぐ	●一連区間における堤防強化(浸透対策)	工事	完了									
	二級河川 三津大川水系 三津大川	東広島市 安芸津町	溢水等による浸水被害(浸水家屋244戸) ※シミュレーション結果による護岸崩壊、橋梁被災	令和3年7月豪雨相当の洪水から浸水被害を防止する	●一連区間における流下能力の向上	測量設計、用地補償							完了			
	二級河川 本川水系 本川	竹原市 本町	溢水・内水による浸水被害(浸水家屋256戸)	平成30年7月豪雨相当の洪水から床上浸水被害を防止する	●一連区間における流下能力の向上 ●市による内水対策	測量設計、用地補償										

■令和3年8月豪雨

河川		箇所	主な被災状況	目標	対策の方向性	ロードマップ(年度)										R8.3末時点
						R4	R5	R6	R7	R8	R9	～	R12			
8月	一級河川 江の川水系 多治比川	安芸高田市 吉田町	破堤・越水等による浸水被害 (浸水家屋231戸) 護岸崩壊	令和3年8月豪雨相当の洪水から家屋浸水被害を防止する	●一連区間における流下能力の向上 ●破堤区間における堤防強化(越水・侵食対策)	測量設計・用地補償 工事										
	一級河川 江の川水系 出原川	北広島町 南方	水衝部における溢水等による農地浸水被害 護岸崩壊	湾曲部等における越水・溢水による浸水被害を軽減する	●湾曲部等における築堤及び護岸嵩上げ	測量・設計 用地取得等 工事		完了								
	一級河川 江の川水系 冠川	北広島町 本地	水衝部における溢水等による農地浸水被害 護岸崩壊	湾曲部や支川合流部等における越水・溢水による浸水被害を軽減する	●湾曲部等における築堤及び護岸嵩上げ	測量・設計 用地取得等 工事		完了								